

レーザー光線の航空機への照射は**犯罪**（注）です。

東京都内、神奈川県内、沖縄県内等で飛行中の航空機に対してレーザー光線を照射するという事案が多発しています。



■レーザー光線による操縦士への影響（イメージ）

墜落等による大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な犯罪ですので**決して行わないで下さい。**

照射している人を見かけた方は**110番通報**をお願いします。

（注）平成28年12月、改正航空法施行規則が施行され、規制が強化（レーザー光線を航空機に向かって照射する行為自体に罰則（50万円以下の罰金））。

刑法の威力業務妨害罪（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）、航空危険行為処罰法の航空危険罪（3年以上の有期懲役）等に該当する場合あり。

平成27年12月及び平成28年11月に威力業務妨害罪で逮捕例あり。

防衛省、外務省、警察庁、国土交通省

■内容についてのお問い合わせにつきましては下記に御連絡願います。

北関東防衛局 地方調整課連絡調整室（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、
埼玉県、千葉県、新潟県、長野県を管轄）
防衛省本省 地方協力局在日米軍協力課

（代表）048-600-1800（内線：2225、2236、2226）

（直通）03-5362-4851